

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は平成24年5月18日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成24年5月18日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

平成24年1月18日

相模原市長 加山 俊夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業施設建築物
所在地 南区相模大野3丁目2番、3番の1、2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
相模大野駅西側地区市街地再開発組合
南区相模大野3丁目1番33号
理事長 越智 清志
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
東京都中央区日本橋本町3-6-2
株式会社ライフコーポレーション
代表取締役社長 岩崎 高治 ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
17,366㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置については届出書に添付された図面のとおり
計 712台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については届出書に添付された図面のとおり
計 1, 012台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置については届出書に添付された図面のとおり
計 290.8㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置については届出書に添付された図面のとおり
326.6㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名(業種)	開店時刻	閉店時刻
株式会社ライフコーポレーション	午前7時00分	午前1時00分
未定(コンビニエンス・ストア)	24時間営業	
未定(ベーカリー)	午前6時00分	午後11時30分
未定(未定)	午前7時00分	午後11時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	利用可能時間帯
駐車場A-1～21	午前6時00分～午前0時00分
大和パーキング	午前0時00分～午前6時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場A-1～21	入口1箇所 出口2箇所	届出書に添付された図面 のとおり
大和パーキング	入口1箇所 出口1箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
C-1	午前6時00分～午後11時00分
C-2～6	24時間

8 届出年月日

平成24年1月13日

9 縦覧場所

中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所環境経済局経済部商業観光課

南区相模大野5丁目31番1号

南区役所行政資料コーナー